

第四十三回国会参議院法務委員会會議録第八号

昭和三十八年三月十四日(不曜日)

午前十時二十六分開会

委員の異動

三月八日

補欠選任

亀田 得治君 山口 重彦君

出席者は左の通り。

委員長 鳥島徳次郎君

理事 後藤 義隆君

松野 孝一君

稲葉 誠一君

和泉 覚君

杉浦 武雄君

大和 与一君

柏原 ヤス君

山高しげり君

岩間 正男君

中垣 國男君

野本 品吉君

津田 実君

松村 清之君

桑原 正憲君

最高裁判所事務局長 官崎 啓一君

最高裁判所事務局長 高見君

最高裁判所事務局長 西村 高見君

最高裁判所事務局長 西村 高見君

最高裁判所事務局長 西村 高見君

最高裁判所事務局長 西村 高見君

最高裁判所事務局長 西村 高見君

最高裁判所事務局長 西村 高見君

最高裁判所事務局長 西村 高見君

最高裁判所事務局長 西村 高見君

最高裁判所事務局長 西村 高見君

最高裁判所事務局長 西村 高見君

最高裁判所事務局長 西村 高見君

最高裁判所事務局長 西村 高見君

説明員

警察庁刑事局 榎野 勇君

捜査第二課長

法務省刑事局 羽山 忠弘君

局刑事課長

本日の会議に付した案件

○下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○検察及び裁判の運営等に関する調査(地方選挙の違反取締等に関する件)

○委員長(鳥島徳次郎君) それでは、ただいまから法務委員会を開会いたします。

○委員長(鳥島徳次郎君) それでは、ただいまから法務委員会を開会いたします。

○委員長(鳥島徳次郎君) それでは、ただいまから法務委員会を開会いたします。

○委員長(鳥島徳次郎君) それでは、ただいまから法務委員会を開会いたします。

○委員長(鳥島徳次郎君) それでは、ただいまから法務委員会を開会いたします。

○委員長(鳥島徳次郎君) それでは、ただいまから法務委員会を開会いたします。

○委員長(鳥島徳次郎君) それでは、ただいまから法務委員会を開会いたします。

○委員長(鳥島徳次郎君) それでは、ただいまから法務委員会を開会いたします。

○委員長(鳥島徳次郎君) それでは、ただいまから法務委員会を開会いたします。

○委員長(鳥島徳次郎君) それでは、ただいまから法務委員会を開会いたします。

○委員長(鳥島徳次郎君) それでは、ただいまから法務委員会を開会いたします。

○委員長(鳥島徳次郎君) それでは、ただいまから法務委員会を開会いたします。

○委員長(鳥島徳次郎君) それでは、ただいまから法務委員会を開会いたします。

○委員長(鳥島徳次郎君) それでは、ただいまから法務委員会を開会いたします。

○委員長(鳥島徳次郎君) それでは、ただいまから法務委員会を開会いたします。

○委員長(鳥島徳次郎君) それでは、ただいまから法務委員会を開会いたします。

○委員長(鳥島徳次郎君) それでは、ただいまから法務委員会を開会いたします。

○委員長(鳥島徳次郎君) それでは、ただいまから法務委員会を開会いたします。

○委員長(鳥島徳次郎君) それでは、ただいまから法務委員会を開会いたします。

○委員長(鳥島徳次郎君) それでは、ただいまから法務委員会を開会いたします。

○委員長(鳥島徳次郎君) それでは、ただいまから法務委員会を開会いたします。

○委員長(鳥島徳次郎君) それでは、ただいまから法務委員会を開会いたします。

○委員長(鳥島徳次郎君) それでは、ただいまから法務委員会を開会いたします。

○委員長(鳥島徳次郎君) それでは、ただいまから法務委員会を開会いたします。

○委員長(鳥島徳次郎君) それでは、ただいまから法務委員会を開会いたします。

○委員長(鳥島徳次郎君) それでは、ただいまから法務委員会を開会いたします。

○委員長(鳥島徳次郎君) それでは、ただいまから法務委員会を開会いたします。

○委員長(鳥島徳次郎君) それでは、ただいまから法務委員会を開会いたします。

○委員長(鳥島徳次郎君) それでは、ただいまから法務委員会を開会いたします。

○委員長(鳥島徳次郎君) それでは、ただいまから法務委員会を開会いたします。

第一は、簡易裁判所の名称の変更であります。すなわち、簡易裁判所の名称は、その所在地の市町村の名称を冠するのを原則としておりますので、山梨県東山梨郡日下部町外六町村を廃しその区域をもって山梨市を置く処分に伴い、日下部簡易裁判所の名称を山梨簡易裁判所に、富山県西礪波郡石動町外一町を廃しその区域をもって小矢部市を置く処分に伴い、石動簡易裁判所の名称を小矢部簡易裁判所に變更しよ

うとするものでありまして、いずれも地元の住民の希望を考慮したものであります。

第二は、簡易裁判所の管轄区域の変更であります。すなわち、土地の状況、交通の利便等にかんがみ、春日井簡易裁判所の管轄に属する名古屋守山区の区域を名古屋簡易裁判所の管轄区域とするほか、四簡易裁判所の管轄区域を變更しようとするものであります。これら各管轄区域の変更は、いずれも、地元の住民の希望を考慮するとともに、関係諸機関の意見をも十分参酌したものであります。

第三は、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の別表の整理でありまして、市町村の廃置分合、名称変更等に伴い、同法の別表第四表及び第五表について当然必要とされる整理を行なうとするものであります。

以上が下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみかに御可

何とぞ慎重御審議の上、すみかに御可

何とぞ慎重御審議の上、すみかに御可

何とぞ慎重御審議の上、すみかに御可

何とぞ慎重御審議の上、すみかに御可

何とぞ慎重御審議の上、すみかに御可

何とぞ慎重御審議の上、すみかに御可

何とぞ慎重御審議の上、すみかに御可

何とぞ慎重御審議の上、すみかに御可

何とぞ慎重御審議の上、すみかに御可

何とぞ慎重御審議の上、すみかに御可

何とぞ慎重御審議の上、すみかに御可

何とぞ慎重御審議の上、すみかに御可

何とぞ慎重御審議の上、すみかに御可

何とぞ慎重御審議の上、すみかに御可

何とぞ慎重御審議の上、すみかに御可

何とぞ慎重御審議の上、すみかに御可

何とぞ慎重御審議の上、すみかに御可

何とぞ慎重御審議の上、すみかに御可

何とぞ慎重御審議の上、すみかに御可

何とぞ慎重御審議の上、すみかに御可

何とぞ慎重御審議の上、すみかに御可

何とぞ慎重御審議の上、すみかに御可

何とぞ慎重御審議の上、すみかに御可

何とぞ慎重御審議の上、すみかに御可

何とぞ慎重御審議の上、すみかに御可

何とぞ慎重御審議の上、すみかに御可

何とぞ慎重御審議の上、すみかに御可

何とぞ慎重御審議の上、すみかに御可

何とぞ慎重御審議の上、すみかに御可

何とぞ慎重御審議の上、すみかに御可

何とぞ慎重御審議の上、すみかに御可

何とぞ慎重御審議の上、すみかに御可

何とぞ慎重御審議の上、すみかに御可

決下さいますよう、お願いいたします。

○委員長(鳥島徳次郎君) 以上で説明は終わりました。本案に対する質疑は、後日に議ることいたします。

○委員長(鳥島徳次郎君) 次に、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案を議題とし、本案に対する質疑を行ないます。

○岩間正男君 それでは、本案について二、三の問題点について質問いたしたいと思っております。

裁判官の不足を最長裁は常に絶えず口にしてはいるわけでありまして、今回の定員増で一体間に合うのかどうか。従来からだんだん解決していくという

ことを言っているようですけれども、それから書記官や調査官、事務官の増員あるいは組みかえ、こういうもので間に合うのかどうか。概算要求と比較して今度の定員の増というのは問題にならないほど少ない、こういうふう

に思いますが、この点についてどう考えておられるか、お聞きしたいと思います。

○最高裁判所長官代理者(桑原正憲君) 最近の事件の増加の傾向、それから事件がますます複雑になっていく傾向にかんがみまして、最高裁判所といたしましては、裁判官以下裁判所職員

の増員について毎年大蔵当局と折衝を続けておるわけでございます。ただ、遺憾ながら特に裁判官につきましてはこれを任用する給源が現在のところ相当狭いというふうな関係で、必ずしも私

たちの希望が達せられていないわけでございまして、三十八年度の予算につきましても、われわれが当初要求いたしました数に比べましてかなり下回った数が予算として要求されておるわけでございまして、最高裁判所の当局といたしましては、今回の定員増で必ずしも十分ではないというふう

に考えておるわけでございます。しかしながら、現在の情勢からいまして、この程度のことでは三十八年度は一応満足しな

ければならないというふう

に考えておるわけでございます。もちろんこれによりまして最近特にやましく言われております訴訟遅延の状態等がすぐ

に解決するということには考えていないわけでございます。今後ともさらに努力を続けて参りたいというふう

に考えておるわけでございます。なお、ただいま臨時司法制度調査会が審議を続けてお

りまして、来年の八月にはこの訴訟遅延の状況を解決するために適切な方針が出

るものというふう

にわれわれは期待をいたしております。今後とも裁判所の定員

の増加につきま

しては努力を続けて参りたいというふう

に考えて参ります。

○岩間正男君 概算要求と予算決定を見ますと、だいぶ開きがあるのじやないか。今のお話では必ずしも十分ではないというふうな御答弁ですが、必ずしも十分でないどころか、全くこれは申しわけのない増員にしかすぎないと思

うですけれども、一応概算要求との関係です

ね、本予算の決定と概算との対比をちよつと出してほしいと思

うです。

第三部

法務委員会會議録第八号

昭和三十八年三月十四日

参議院

○最高裁判所長官代理者(桑原正憲君) 最高裁判所が三十八年度の概算要求で当初要求いたしました定員の数は、これから申し上げるとおりでございます。

まず、裁判官についてでございますが、判事につきましては二十四名、判事補につきましては五十一名、簡易裁判所判事につきましては三十五名、以上裁判官は百十名でございます。それから行政職の奉給表の第一表を準用いたします職員、これは裁判所調査官、事務官、裁判所書記官、家裁の調査官等を含んでおるわけでございますが、これが合計七百二十九名。それから同じく行政職の俸給表第二表を準用する職員でございますが、これは電話の交換手、電工その他でございますが、これが四百十三名。それから医療職の俸給表の第二表を準用いたします職員、これは技官、栄養士でございますが、合計八人。それから同じく医療職の俸給表第三表を準用いたします職員、これは保健婦と看護婦でございますが、合計十人。合計千二百七十名でございます。

○岩間正男君 法務大臣、どうでございますか。裁判の迅速化というふうな要求、それから裁判はあくまで人権を擁護して正確を期す、正しいというこ

とが命だと思っておりますが、そういう点から言えば、どうしても今の人員不足ではどうにもならぬというところに追い込まれていることになる。そうでしょう。これはあとで申し上げますけれども、たくさん起こっている。そういう中で、千二百七十名の要求で二百四十二、裁判官のごときは判事が二十四人出しているのに十人、全く申しわけのないものでね。これでは問題の解決は何らなされない、こういうふうな思ふのです。これは大臣、どうお考えになりますか。

十分主張されたのかどうか。こういう点、どうも非常に不十分なように思ふのですが、現状をもっとつかんでおられますか。現状をつかんで、その上に立ってその要求を実現するという立場に立たないと、単に行政官庁上の事務処理というふうな立場では、この問題は解決しないというふうに思ふ。つまり、司法行政の民主化という点から考えましてもこの問題は重要だと思ひますが、どうですか。

○最高裁判所長官代理者(桑原正憲君) 裁判所といたしましては、現在訴訟が遅延しておるといふことは、これは世論として明らかでございます。これは、われわれといたしましては、その実情を十分に説明をいたしてきておるつもりでございます。訴訟遅延問題というふうなことは、大蔵当局も十分これは理解をしておられることだと思ひますけれども、ただ、裁判所の職員につきまして増員が相当困難であるという実情は、要するに、これは裁判官が中心になりますけれども、増員をしてもはたして充実ができるか、給源の関係が一番隘路になっておるようには私どもは感じておるわけでございます。そういう状況からいまして臨時司法制度調査会といたしましては、臨時司法制度調査会もこの点について相当突っ込んだ審議が今までも行われておるわけであります。今後引き続き各地の裁判所に臨時司法制度調査会の委員が出かけていかれまして実情について十分調査をしていただけるものというふうな考えをしておるわけでございます。私たちがいたしましては、裁判所の当面しております困難な状況を折り

○岩間正男君 司法行政の立場から考へると、これは法務大臣が側面から援助されるということだけではこの問題は打開が十分なされないという現状にあると思ひます。何といひましても、裁判が遅延してしようがないというのは、人民の頭にきている問題ですね。こういう問題についても司法行政の立場からはつきりこの問題を解決することに努力をされる必要があると思ふのです。こういう点で、どうですか、最高裁として政府と折衝をする場合、実情について人民の立場に立つて

にふれて各方面に御説明申し上げて御理解をいただくように努力を続けて参つておるつもりでございます。今後ともその点につきましては格段の努力を払つていきたいというふうに考えておるわけでございます。

○最高裁判所長官代理者(桑原正憲君) 現在の事件の状況から参りますと、結局訴訟が遅延する原因の最も大きなものは、裁判官の絶対数が不足しているという点にあるというふうに私たちが確信をいたしておるわけでございませう。したがって、この訴訟遅延を抜本的に改善いたしますためには、裁判官の絶対数をふやさなければならぬというふうに考えておるわけでございませう。もちろん現在の訴訟手続その他の訴訟の延引について改善を加える点は多々あると思ひますけれども、これはまた別個の問題といたしまして十分に研究しなければならぬ問題であると思ふのであります。しかし、それにもかかわらず、私たちがやはり裁判官の絶対数をふやす以外にこの当面の事態を切り抜けることはできないというふうに考えておるわけでございます。臨時司法制度調査会においても、そういうふうな考え方を申し述べて参つておるわけでございます。ただ、ここで一番問題になりますのは、それではたして裁判官の絶対数をふやすについてこれが充実の見通しがどうかという点であると思ふのであります。現在のところにおきましては、毎年のことでありませうけれども、裁判官の増員をわれわれが要求いたしましたけれども、給源の関係から十分に増員の措置が講ぜられないという状況でございます。こういう点から申しまして、裁判官の将来における任用制度の問題、これに伴いま

○岩間正男君 単に予算だけの問題じゃない。補給源が問題だ。そういう問題では、法曹一元化の問題などが非常に論議されておることも私たちが承知いたしておるのであります。こういう問題は、これは最高裁としてどういうふうに打開しようとお考えになつ

○最高裁判所長官代理者(桑原正憲君) ただいま稲葉委員のお尋ねの問題は、司法修習生の増員ということだろうと思ひますが、ただいまお話に出ました百人というのは、修習を終えて判事補になる人の数が百名ということではないかと思ひます。

○稲葉誠一君 そうすると、今の司法修習生が三月で終わって、四月から判事になったり検事になったり弁護士になつたりするのでありますが、現在判事を希望している人は何人ぐらいいるのですか。

○最高裁判所長官代理者(桑原正憲君) ただいまのところでは、約百名というふうな数が出ておるわけでございませう。

○岩間正男君 単に予算だけの問題じゃない。補給源が問題だ。そういう問題では、法曹一元化の問題などが非常に論議されておることも私たちが承知いたしておるのであります。こういう問題は、これは最高裁としてどういうふうに打開しようとお考えになつ

○最高裁判所長官代理者(桑原正憲君) 現在の事件の状況から参りますと、結局訴訟が遅延する原因の最も大きなものは、裁判官の絶対数が不足しているという点にあるというふうに私たちが確信をいたしておるわけでございませう。したがって、この訴訟遅延を抜本的に改善いたしますためには、裁判官の絶対数をふやさなければならぬというふうに考えておるわけでございませう。もちろん現在の訴訟手続その他の訴訟の延引について改善を加える点は多々あると思ひますけれども、これはまた別個の問題といたしまして十分に研究しなければならぬ問題であると思ふのであります。しかし、それにもかかわらず、私たちがやはり裁判官の絶対数をふやす以外にこの当面の事態を切り抜けることはできないというふうに考えておるわけでございます。臨時司法制度調査会においても、そういうふうな考え方を申し述べて参つておるわけでございます。ただ、ここで一番問題になりますのは、それではたして裁判官の絶対数をふやすについてこれが充実の見通しがどうかという点であると思ふのであります。現在のところにおきましては、毎年のことでありませうけれども、裁判官の増員をわれわれが要求いたしましたけれども、給源の関係から十分に増員の措置が講ぜられないという状況でございます。こういう点から申しまして、裁判官の将来における任用制度の問題、これに伴いま

○岩間正男君 単に予算だけの問題じゃない。補給源が問題だ。そういう問題では、法曹一元化の問題などが非常に論議されておることも私たちが承知いたしておるのであります。こういう問題は、これは最高裁としてどういうふうに打開しようとお考えになつ

○最高裁判所長官代理者(桑原正憲君) ただいまのところでは、約百名というふうな数が出ておるわけでございませう。

○岩間正男君 単に予算だけの問題じゃない。補給源が問題だ。そういう問題では、法曹一元化の問題などが非常に論議されておることも私たちが承知いたしておるのであります。こういう問題は、これは最高裁としてどういうふうに打開しようとお考えになつ

○最高裁判所長官代理者(桑原正憲君) 現在の事件の状況から参りますと、結局訴訟が遅延する原因の最も大きなものは、裁判官の絶対数が不足しているという点にあるというふうに私たちが確信をいたしておるわけでございませう。したがって、この訴訟遅延を抜本的に改善いたしますためには、裁判官の絶対数をふやさなければならぬというふうに考えておるわけでございませう。もちろん現在の訴訟手続その他の訴訟の延引について改善を加える点は多々あると思ひますけれども、これはまた別個の問題といたしまして十分に研究しなければならぬ問題であると思ふのであります。しかし、それにもかかわらず、私たちがやはり裁判官の絶対数をふやす以外にこの当面の事態を切り抜けることはできないというふうに考えておるわけでございます。臨時司法制度調査会においても、そういうふうな考え方を申し述べて参つておるわけでございます。ただ、ここで一番問題になりますのは、それではたして裁判官の絶対数をふやすについてこれが充実の見通しがどうかという点であると思ふのであります。現在のところにおきましては、毎年のことでありませうけれども、裁判官の増員をわれわれが要求いたしましたけれども、給源の関係から十分に増員の措置が講ぜられないという状況でございます。こういう点から申しまして、裁判官の将来における任用制度の問題、これに伴いま

○岩間正男君 単に予算だけの問題じゃない。補給源が問題だ。そういう問題では、法曹一元化の問題などが非常に論議されておることも私たちが承知いたしておるのであります。こういう問題は、これは最高裁としてどういうふうに打開しようとお考えになつ

○最高裁判所長官代理者(桑原正憲君) ただいまのところでは、約百名というふうな数が出ておるわけでございませう。

が外へ出向いて参つて裁判をしておるといふ状況であります。これはいろいろ問題がございますが、一つには裁判官の絶対数が足りないから、一つはがって、そういう比較的少いところには一人の裁判官を置くほどの余裕がないというようなど、それから、いわゆる転補制度によつてまかなつておるといふ状況でございますので、この点についてはいろいろ問題がございますので十分検討は続けて参りたいと思つておられますけれども、何せ今までたびたび申し上げましたように裁判官の絶対数の不足というようなど、それからそういうたようなことが行なわれておるわけでございます。

○岩間正男君 これはその地域に密着するといふことが非常に重要だと思つておられます。いわゆる土地の人情、風俗といふものを理解する上に立つて人民の状態をはつきり把握した上に立つてのやはり裁判といふことが実情に合致する。そういう点から考えて、県庁所在地にある地域本庁や近くの支庁から裁判官が出張してこれは解決する問題じゃないと思つておられます。ほこつと三日や一週間出張してそこだけ事務的にやる。まことに木で鼻をくくつたような裁判になるのです。こういう点について、これはこういう弊害については認めておられますか、いかがですか。

○最高裁判所長官代理者(桑原正憲君) 裁判官が裁判をいたすにつきまして、その地に住みつくといふよりも、ある程度永住をいたしましてその地の人情その他実情を十分身につけるといふことの必要なことは、私たちが認めらるゝ必要はないわけではございません。

して、したがいまして、でき得べくんばそういった比較的小さな裁判所、乙号支庁等についても、裁判官を置けばこれにこしたことはないわけではございませんけれども、全体的な規模から考えましてそういったことから、やむを得ぬ措置としてただいま申し上げたような転補というようないことも行なわれておるわけではございますが、これは将来の裁判官の定数のあり方というようなものとの関連性において十分検討を続けて参りたいと思つておられます。

○岩間正男君 こういふ考えを持つ人もある。交通が発達してきたから、裁判所の数が少なくてそれほど不便ではない、それで機会あるごとに支庁の統廃合をやつたほうがいいと思つておられる人もあるのですが、これはどうも実情に合わないと思つておられます。現状でふやせないので、そういう考えで何とかそのところを言葉の上で合理化しようといふことなんです、今の御答弁によりまして、望ましい状態ではない。それを逆に交通が発達しておるからということでは合理的でしょうか、これはどうですか、お考えは。

○最高裁判所長官代理者(桑原正憲君) 先ほど簡易裁判所の関係でも申し上げましたが、地裁、家裁の支庁のあり方ということについては、一部にはあるわけではございますが、一部には、ただいま岩間委員から御指摘のございましたような、支庁というものが裁判所の制度として置かれた当時から現在の交通状況その他を比べてみて、必ずしも現在の所にすべて支庁を置いておく必要はないか、交通の発達

した以上は、もう少し支庁というものの数をしぼつてもいいのではないかと議論もあることは、私たちが承知いたしております。しかしながら、先ほど申し上げましたように、裁判所の統廃合というようないことは、単なるそういう事務的な面からのみ検討すべき問題ではなくして、裁判所というものがその地域々々どの程度にしみわたつておるか、裁判所と地域社会との関係の密接の度合いその他のそういった点から十分検討を続けて参らなければならぬ問題でございますので、いろいろ議論があるというふうには考へておられますけれども、最高裁判所当局といたしましては、簡裁についてはもちろん、支庁につきましても、今直ちに統廃合をすべきであるというふうな線は出ていないわけではございます。なお慎重な検討を続けて参らなければならぬというふうには考へておられます。

○岩間正男君 やはり地域住民のこれは要求があることだし、それから支庁が置かれるには置かれるだけの理由があつてされたのだと思つて、交通が発達したからといって、これは私たちがよく地方に行くとき聞かれますけれども、それは中央とかそれから大きな都市にいる人の言ひ分であつて、その地域にいる人は必ずしもそうじゃないわけですね。さっきの考えで、交通機関が発達したのだから統廃合していいのだ、そういうことを主張しているのは、これは仙台の田村高裁長官だ、この新聞によると、簡単に軽々にそういうことを言つておられるわけですが、最高裁としては、こういう見解もこれはあるように思つても、やっぱり最高裁の今答弁されたような点を貫いて、

単に件数とか、それから地図の上でちよつと見た距離とか、そういうものだけで判断したら、実際は地域住民の要求に合致しないし、それから裁判の民主化という点からいっても非常に欠けると思つて、その点はあくまでやはり堅持していつてほしい、こういうふうなわれわれは考へておられます。

次に、裁判官の各庁配置定員表とその欠員の状況表、これはございますか。これは資料でいただいてもいいですが、どうでございますか。これはさっきの資料とも関連するので申し上げます。

○最高裁判所長官代理者(桑原正憲君) ただいまのところ、全国的なそういった統計は手元にございませんで、調査いたしました後、後日適当な機会にお答えいたします。

○岩間正男君 では、次にお聞きしますが、裁判官の大幅増員について、裁判所内に裁判官の稀少価値を云々する者もあるといふことを聞いています。これはどうなんですか。

○最高裁判所長官代理者(桑原正憲君) 裁判所内部といふことは、全体的にいわゆる法曹の社会において、裁判官の問題と数の問題といふものは非常に複雑にからみ合つておるわけではございまして、裁判官の地位を非常に高いものにして待遇をそれにふさわしいものにしようといふためには、これは無制限に数が多くなるというようないことはできないのだというようないことは、一体裁判所のあり方としては裁判官の地位を高くすることに重点があるのか、あるいは裁判官の数を多くすることに重点があるのかという重点の置きどころによつて議論がいろいろ分かれてくるわけであると思つてござい

【理事後藤義隆君退席、委員長着席】
しかしながら、現在の日本の裁判所の実情から申しますと、待遇の改善といふことはもちろんこれはわれわれが年来主張し要望して参つておる点でありますけれども、その問題とともに、現在の裁判所の裁判官の教によつては訴訟遅延の解消といふことは非常に困難であるといふふうなことを申し上げておるわけではございません。したがつて、裁判官の数があつて少なくてこの激増する事件に対処するためには、訴訟手続その他の面からいって根本的な対策を講じなければならぬわけではございません。外国等の例におきましても、イギリス等におきましては、いわゆる有資格者の裁判官といふものの数は比較的少ないわけでありまして、それが、それが、非常に地位が高いといふことになつておられますけれども、しかし、事件を処理するためには、それ以外の裁判官、たとえはしるうとの裁判官であるとか、そういうたほかの手当が講ぜられておるわけではございませんので、裁判官の教とそれから裁判官の待遇というふうな問題をからみ合つて全体的な見地から検討しなければならぬわけではございませんので、そういう一義的に割り切つて結論を出すことは非常に困難ではなからうかというふうな考へておられます。

○岩間正男君 裁判所にこういう意識が残つていませんか。裁判官の特権意識というか、エリート意識というか、こういうものが非常に充満しているよ

うに聞いているのですが、これは単に裁判官だけでなく、書記官層あるいは調査官層についてもこういうのがあつて、そうして、これは最高裁判所事務局の司法行政に労働管理それから賃金、こういうものを押えるのに非常に一つの役割を果たしている、こういう実情が私たちが現在の裁判所内に、古い時代の残存物とも言えると思つておられるけれども、こういう風が相当濃厚にあるやに聞かれています、いかがですか。私たちが実際行つて見て、こういった例は、松川の公判を私たちが傍聴に行つたのですけれども、やはりどうもいかめし過ぎるような気がするのです、法の尊厳ということも大切だけれども、やはり人民の裁判所だという感じが濃厚ではない。何かそういうのが残つていて、それがあつてに働いている職員なんかいろいろ無形有形の圧力となつて現われている、こういう面が残つていて、思つておられるのですが、いかがでしょうか、その点。

○最高裁判所長官代理者(桑原正憲君) 裁判所に特権意識というか、エリート意識というか、これはどういふことかよくわかりませんが、少なくとも日本の現在の新憲法のもとにおいて、司法の地位が非常に高くなつた。これは、結局、民主社会というものは法の支配を徹底しなければ成り立たない、法の支配を担当するのは裁判所であるというふうなことが言われているのでございまして、裁判所に職を奉じておられる方は、裁判官以下そういった自分の職責の重大性というものはよく自覚し、また、それを誇りに思つておられることは事実でございまして、悪い意味においての特権意識といふか、エ

リート意識というものはないのでなからうか。私も裁判所の内部の職員でございまして、自分のことを言うのはまことに恐縮でございまして、けれども、私たちがそういうことは方々ないというふうな考えておられます。

○岩間正男君 ただいまの御答弁ならけつておられますけれども、私たちがまたいろいろ聞いておられることもありますが、この問題はいづれまた具体的な問題としてお聞きしたいと思つております。とにかく裁判の民主化の問題もつながらるのですが、今のようないつの特権意識のようなものが同時に裁判官の増員をばばんでいられる、あるいは真の人材を広く集めるといふ点をはばんでいられる、そういう面からきていられる隘路も考えられると思つておられます。どうして裁判の当然の正しい運用としては、人権尊重、それから訴訟の迅速な処理、それからあくまでも正しい、この三つの条件が民主裁判には要求される条件だと思つておられます。そういう条件を充足する方向に、現在やほり残存していると思つておられます。そういう空気を一掃して、こつていふ面では、これは裁判官の増員とも関係して、この問題を明らかにしなければならぬと思つておられます。これはしかしわれわれの主張でもあり、要望でもあるわけですから、こつて議論を展開することはやめまして、これは後刻にまた議りたいと思つておられます。次にお聞きしたいのは、現在裁判官会議はどの程度開かれておられるのか。裁判官会議です。

○最高裁判所長官代理者(桑原正憲君) 私は現在最高裁判所におられますので、最高裁判所に限って申し上げますが、最高裁判所におきましては、裁判官会議は毎週一回行なわれておられるわけでございます。

○岩間正男君 これはほかのなにほどうでしようか。調べておられますか。たとえば、地裁それから高裁、そういうところは。

○最高裁判所長官代理者(桑原正憲君) 下級裁判所の裁判官会議につきましては、これは各庁々々で適宜行なえるわけでございますので、私どももおりましては、いわゆる定例の裁判官会議といふのは年に二回でございますが、それ以外に臨時に開かれるところがあるようにございまして。大阪あたりの地方裁判所は、聞くところによりますと、月に一回というふうなふうに行なわれておられますので、これは各庁々々の自主性に任せて、各庁々々がきめるといふふうになつておられますので、一がい何回というふうには申し上げられませんが、それだけの庁において必要に応じて開催しているということだと思つておられます。

○岩間正男君 大体年二回のそういう定例会議、まあそのほかにも開かれていくというのでありますが、大体年に二回ぐらい、それが非常に形式化、形骸化されているんじゃないか。形式的に持つというところで、実質的に内容を討議する、ことに民主的裁判を確立するといふような立場からの討議は非常に少ないように聞いておられます。裁判官会議といふのは民主的司法行政の中核にならなければならぬと、こつていふふうには考えているわけでありませうか、その点いかがでございますか。

○最高裁判所長官代理者(桑原正憲君) 最高裁判所の裁判官会議につきましては、これは相当議論も行なわれましますし、回数も週一回、まあ必要がありまします。こゝでは十分議論が出るわけでございます。最高裁判所に関する限り、形骸化しているという事実は全くございませぬ。それから下級審の裁判官会議におきましては、これは東京あたり等につきましては、人数が非常に多いわけでございますので、裁判官会議ですべての問題を議論するといふことになれば、これは非常に会議体としては大き過ぎるというふうなことでありますから、そういう実情から、東京地方裁判所においては、いわゆる常置委員といふものが設けられて、民刑からある程度の数の裁判官が出まして、これは月に二回ぐらいの会議を開いてやつておられるわけでございます。その常置委員会の決定したことは、次回の裁判官会議に御報告をして承認を求めるといふふうなことで、運用をうまくやつておられます。これはある程度東京地方裁判所のような裁判官の非常に多いというところは、実際の運用としてそういう方法が考えられてくるわけだと思つてございまして。それから比較的小さい裁判所で裁判官の数が少ないといふようなところでは、聞くところによりますと、そこで非常に活発な議論が戦わされるというふうな聞いておられるわけでございます。私たちがいたしましては、裁判官会議が形式化し、形骸化しているという事実はないといふふうな考えておられます。

○岩間正男君 これは最高裁判所事務局に次に向うのですが、事務局を前にしてこれはまあきびしい質問になると思つておられますが、最高裁の事務局が、最高裁が掌握している人事監督権、それから予算実施権、その他司法行政権力を持って、個々の良心的な裁判官の独立をおびやかす、事実上事務局が裁判官会議に優位する立場をとつていられる、そういう実情が最近徐々に発生している、そういう事象がいろいろ裁判の民主的な運営を阻害している、こつていふ実態があるやに聞いておられます、いかがですか、その点。まあむろん聞いても、これはあなたたちよつと答弁に苦しいところかも知れぬけれども、どうですか。

○最高裁判所長官代理者(桑原正憲君) 岩間委員の御質問の具体的な事例がどういふものか、想像もつかないわけでございますけれども、今御質問のよつた事務局が裁判官会議に優越するといふことは、裁判官会議をひびいていくといふような事実は、私としては絶対ないといふふうな申し上げられるわけでございます。また、事実そういうことはございませぬ。

○岩間正男君 ないとおっしゃるのでありますが、たとえば所長や長官による考課調書、これは勤務評定ですか、こつていふものが実施されて、あるいは所長や所の総括者の管理手当の実施、それへの権限集中、そういうふうな民主的機能を果たすべき裁判官会議は踏みこじられておられる。こつていふものが最近ずつと目立つてきたといふ実情についてわれわれは耳にしているのですが、そういう場合はいかがですか。

○最高裁判所長官代理者(桑原正憲君) ただいま仰せられたようなことについて、私自身としてはよつと思つておられるのでございまして、私自身と

第三部 法務委員会会議録第八号 昭和三十八年三月十四日【参議院】

しては、人事の關係のことを所管して
おりませんので、全くそういう点の知
識はございませんが、ただ私の
知る限りは、そういうことはないとい
うふうに考えております。

○岩間正男君 これはまあそういう御
答弁だと思っておりますが、実態につ
いてわれわれ相当耳にしておりますの
で、そういう事実につきましては、ま
あこれは時間の關係からあとに譲りた
いと思えますけれども、裁判の民主化
という方向を最近はどうも元へ戻すよ
うなそういう形の傾向が出てきてお
る。これは全体の空氣であります。が、
そういう中でそれが強化されるという
形では非常にまずいのではないかと考
えております。

その次に、最高裁は、裁判官の不足
をどういうふうに補われるか。さっき
お話がありました。現在の書記官を
補助裁判官にするような補助裁判官制
度のようなことを考えている。事実そ
ういう裁判官の不足が書記官によつて
補われるというような形が非常に出て
きておる。この現実は無視することが
できないと思うのでありますが、これ
はいかですか。

○最高裁判所長官代理者(桑原正憲君)
裁判官の数を決定する際に訴訟手続
その他の制度機構について考えなければ
ならないということを先ほど答弁し
ましたわけでございますが、その中に
いわゆる裁判所の裁判所機構の充実と
いうようなことも問題として考えられ
ると思うのでございます。裁判所の現
在の制度におきましては、これは昭和
三十五年に、裁判所法の改正によりま
して、いわゆる裁判所書記官に調査事
務を行なわせるという権限を与えたわ

けでございます。それは、裁判所の事
件に關して裁判官の命を受けて裁判官
の行なう法令及び判例の調査その他必
要な事項の調査を補助するといふ、い
わゆる調査に關する権限といふものが
書記官の権限として与えられたわけで
ございます。もちろんいわゆる裁判所
の補助機構といふことについては、こ
の程度では足りないもので、もう少し根
本的に考えなければならぬ問題がある
と思うのであります。たとえばドイツ
におきますレヒツフレーガーの問題で
あるとか、その他いろいろないわゆる
裁判官の補助機構、あるいはアメリカ
等に置かれておりますいわゆるロー
ヤーが専任の裁判官ではなくてパート
タイムとしてある程度の比較的輕微な
事件の裁判に当たるといふような、本
来の裁判官が行なう裁判権といふもの
をある程度重要なものにしほつて、そ
れ以外のものはいわゆる裁判官を補助
する裁判官だとかあるいはその他の補
助機構によつて処理していくというこ
とも、將來の裁判所のあり方として十
分検討しなければならぬ問題だとい
うふうに考えておりますけれども、こ
ういった問題につきましては、臨時司
法制度調査会でおおいに検討が進め
られて参ると思つておるわけでござい
ます。

○岩間正男君 そういふあなたたちの
意向をしばしば聞くわけでありませ
んが、これはしかし裁判の特質である裁
判の独立性ですね、その問題と補助とい
う問題と、この二つをやっぱり明確
にする必要があるのじゃないか。どう
もこの点が最近不明瞭になりつつある
のです。補助裁判官にどんどん代行さ
して、こういう事態が起こるとい

うと、どこで裁判の独立を守るかとい
う問題と問題がこんがらかってくるわ
けなんです。この点、どういふところ
で一線を引くか。裁判官の権限、独立
権といふものをどこで守るか。こうい
う問題と背馳しませんか。どうでしょ
う。

○最高裁判所長官代理者(桑原正憲君)
裁判の中心をなしますものは、事實
を認定して、これに対して法律を適用
して一定の結論を見出すといふ、そう
いふ判断作用にあるといふふうに考え
るわけでございます。いわゆる裁判官
の補助機構といふものを狭い意味に用
いて考へて参りますと、そういう補助
機構がそういう裁判の本質である判
断作用の中に補助をするといふことは
考へられないわけでございます。した
がつて、裁判の本質であります事實の
認定、これに法律を適用して判断を下
す、その事案面について一定の解決を
与えるといふ裁判の本質に關する限り
においては、これは補助になじまない
ものだといふふうに考へておるわけで
あります。それ以外に現在裁判官が取
り扱つておる仕事の中で補助機構に
よつてもまかなつていけないものがあ
りはないかといふような点から、裁判官
の補助機構といふ問題が出てきておる
わけでございます。もちろん、岩間委
員のおっしゃつたように、裁判の独立
を害するよつたやうな形において補助機構を
充実強化するといふようなことは、も
ちろんわれわれとしても考へるべきで
はないといふふうに思つております。

○岩間正男君 しかし、この問題の側
面にある問題として、裁判の迅速化、そ
ういふ名目でそういうところが裁判官
の不足とも關係してだんだん公然化し
てきておる。そういう形になるという
と、非常にこれは問題だと思ひます
ね。最高裁事務局の出している一般
裁判資料十二号「わが国における裁判
制度の沿革」の百九十九ページを見てみ
ますと、こういうことを書いてありま
す。「裁判手続においても、真に本来
の裁判官が自ら処理しなければなら
ない事項は、口頭弁論または公判手続の
主宰と終局的判断等それほどもしくは
ないと思われ、もしそれ以外のいわげ付
随的職務をあげて補助機関のなすこ
ろにゆだねるとすれば、現在よりも少
い裁判官をもつてもはるかに能率をあ
げうるであらうし、それは裁判制度
全体の運営にも好ましい結果をみちび
くものと考へられる。」こういうこと
です。これが非常に私は問題です。自
ら処理しなければならぬ事項は、口
頭弁論または公判手続の主宰と終局的
判断等それほどもしくはない」と言つて
いるけれども、こういうものは具體的
な細密な調査によらなければ、その上
に立たなければ、真に正しい判断とい
うものは構成しないわけですね。そこ
ろが、そのところは何か二分離さ
れておるよつたやうな考へ方がある。これは
たいへんですよ。そうすると、仕事は
いろいろの線密なそういう下の調査事
項といふものは書記官のほうにまか
しておいて、そうしてそれによる判断だ
けやるといふと、これは、何とい
うか、蓋然的な判断しか出てこないの
です。判断といふものはやはり具體的な
事項の上に深く立脚して初めて公正な
判断といふものを得ることができ
る。私はこのところに、今裁判の制度の
中にある、そして人員不足から起
こつておる最近の傾向といふものを見

のがすことができないと思ふ。この点
がはつきりしないといふと、裁判の公
正の確保、それから裁判官の責任の獨立
性といふものをあいまいにし、そうし
て、安易に書記官を裁判補助機構の供
給源とする、こういうよつたやうな形
で解決されてはならない。このこと
は非常に私は論議のあるところだ
と思ふのでありますけれども、どう
しようか。ただいまのよつたやうな見解を
あなたたち出しておられるのであり
ますが、これは軽々しくこういう形
で安易にこの問題を解決すべき問題で
ないと思ふのでありますが、いかが
ですか。

○最高裁判所長官代理者(桑原正憲君)
ただいま最高裁判所から出して
資料の中の記事を引用されて仰せられ
たのでございませぬけれども、私自身の
理解する限りにおいては、その記事の
申し上げたところと別に違つたことを
言つておるのではないといふふうに考
へるわけでございませぬ。裁判官の補助
機構といふことを考へるにつかまして
も、これは十分裁判の獨立、そうい
つたことを考慮に入れながら考へな
ければならぬわけでございまして、裁判
の本質的部分について裁判官の自主性
を奪うといふよつたやうな形で補助機構を強
化することは、これはもちろん裁判官
の本質に反するものである、そういう
ことは考へるべきことではないとい
うことは私自身も考へておるわけで
ございませぬが、先ほどの記事は、必ずしも
そういふた裁判の獨立といふよつた
ことを侵す心配のあるよつた方法でも
を考へられたのではないといふよつた
私は確信いたしております。

○岩間正男君 しかし、さういふ言われま

私に確信いたしております。

○岩間正男君

○岩間正男君

ても、一人の裁判官の取り扱う件数というものは莫大なものになってくる。件数はふえておる、人員はほとんどこれに伴っていないというのが実情のよう思うのですが、これはまあ今の数を報告しただければわかるのです。そうすると、勢い、人間です、能力に限界がありますよ。そうすると、結局事務官まかせになってきて、そうしてもちろん総合された結論、あるいは、そういうものを詳細に調べる時間もないということになると、具体性から離れてくる。そうして抽象的な判断に陥ってしまう。そういう危険性というものは、これは考慮されます。考慮されざるを得ない。その点どうです。

○最高裁判所長官代理者(桑原正憲君) これはまあ結局、議論にわたって恐縮でございますけれども、現在の、現在といえますか、日本の裁判官の実情を——私も裁判官をやっておりますけれども、私も自分でやらなければ気が済まないというのが裁判官かたきだと言われておるくらいでございます。補助機構を考えるにいたしまして、はたして裁判官が十分に使いこなせるであらうかどうかという心配があるくらいでございます。ただいま御心配になりましたような補助機構を運用することによって、裁判官事務の独立性自主性というものを放棄するような方向ではもちろんそれは考へるべきではないし、また、その心配はないのではないかと私は考へております。

○岩間正男君 そうなればけっこうですけれども、先ほど私が申し上げましたように、能力には限界があるし、その問題が人員、機構、構成の上から充

とおりでございますが、人員の関係から見ますと、裁判官以外の裁判所職員は、昭和二十二年当時と昭和二十七年度のいわゆる裁判官以外の一般職員の定員と比べてみますと、一万一千六百九十九名——一万一千七百七名、人員増加が行なわれておるわけでございます。事件増と同じパーセントでございまして、私には、このことには、私ももちろん考えられないわけでございます。事件が倍になつたから人が倍になるといふことは、ないわけでございます。裁判所職員も二十二年当時と比べて一万一千七百七名程度増加しているという状況になっております。

○岩間正男君 私は二十二年のことをお聞きしたのではなくて、二十四年です。これは私たちの資料によりますと、二十四年が、総受理事件数が二百五十四万三千八百四十五件、それに對して、裁判官が二千三百九十五人、その他の職員が二万五千九百九十九人、職員全体の統計が二万二千九百九十九人となつておる。三十五年、最近ですが、三十五年は、総受理事件数が二倍以上の五百四十五万一千四百三十一件、裁判官が二千四百三十七人、これは非常に微々たるものですね。その他の職員に至つては、二十四年の二万五千九百九十九人から一万九千九百三十四人、こう減つていまして、三十五年の統計は二万二千三百七十一人、二十四年に比べて、裁判官、職員を含めました職員全体の統計が、二十四年の二万二千九百九十九人から二万二千三百七十一人と減つておる。これはどういふことですか。こういうふうになりますと、件数は倍以上にふえておる。一〇〇%ふえておる。

それなのに、人員は逆に減つておる。これは非常にさか立ちの現象だといふふうに考へられますけれども、どうございませうか、これは。

○最高裁判所長官代理者(桑原正憲君) 昭和二十四年当時を標準にいたして申し上げますと、裁判官では二千三百九十九人でございまして、昭和三十五年は二千三百八十七人というふうになっております。一般の職員につきましては、二十四年当時は一万九千三百四十五人でございまして、三十五年では二万七千人というふうにも、漸次増加の傾向にあることは争えない事実だと思ひます。

に應じて適正な人員が確保されるということはもちろん考へなければならぬわけでございます。われわれも、たしなめて、そういう角度から毎年努力を続けて参つておるわけでございます。ただ、先ほど申し上げましたように、特に裁判官の關係につきましては必ずしも事件数の増加、その内容の複雑化等について追いついていけません。一般職の職員につきましても、したがって、裁判官の定数ということなどが中心になつて裁判所の定員が考へられます關係上、特に事件關係の職員については必ずしも事件増等に追いついていけないというふうな状況がないではないわけでございますけれども、しかし、裁判官以外の職員につきましても、比較的那の給與というふうな問題は裁判官に比べてはるかに少ないわけでございます。毎年われわれも努力を続けて、多少ながらも人員の増加が行なわれて参つておる実情でございます。今後ともこの点については十分努力を傾けて参りたいと思つております。また、臨時司法制度調査会におきましては、裁判所全体の人員規模というふうな方についても調査が行なわれるというふうにも考へられますので、だんだんにそういうことについての事態の改善に向かつていくべきだと思ひますし、また、その努力を傾けていきたいというふうに考へております。

○岩間正男君 これは、私があなたたちに援助的な質問をしておるわけですよ。人員をもっとふやして、あなたの手足を十分作つておらして、そういう

○最高裁判所長官代理者(桑原正憲君) 裁判所の事件その他の事務量の増加

調査を十分にすると、その上に立って裁判の迅速化、あるいは公正、適正化、こういうことをはかる。そういう方針からいえば、その土台を作るといふことも非常に重要だ。だから、調査官を置く、書記官をふやすということもそれは重要だと思ふ。裁判官の増員に伴ってそういう機構がなければ、これはできないというのがある。あなたたちの主張だと思ふのです。ところが、統計の示すところはどうかという、件数は二倍以上ですよ、とにかく。二十四年の二百五十万が三十四年は五百四十万にふえておる。そして、人員においてはこれは全く顕微鏡的な増加だ。私たちがこれは減っているんです。そういう上に立って事務が行なわれていけば、当然その欠陥がどこに行かという問題。これは単に内部だけの、あなたたちの機構だけの上に来る、あるいは労働者だけに来るわけじゃない。これはどこに最終的には欠陥が行くかといふ、あくまで主権者人民に行くわけだ。それで、裁判の非常に遅延、それから結局適正な裁判のパーセンテージが悪いわけだ。こういう事態が起こるわけですから、こういう問題についてはまあひとつあなたたちのとっているそれを守るといふ立場だけじゃなくて、もう少しその問題についてはむしろ私なんかの質問を助け船にして、大いに乗っかってきたほうがいいと思ふのですが、どうです。そうしてその問題を解決する。その方向が当然だと思ふのですけれど、どうですか。ちよつとなにがなと思ふのだな。どうもそここのところは、数字のこんなみみっちな顕微鏡的な数字が少しふえています。つたつて、

事件のほうは倍以上になつておる。そういう中でそのところを何か擁護して、あくまで欠陥はございませんという形だけで行つたのでは、私はそこそこ問題があると思ふのですよ、そういう考え方は、やっぱりそここのところを大つぱらにこれを世論に訴える。そうして、われわれも世論を代表しているのだから、その世論を聞く。そうでもない、これは審議会が作られましても、ほんとうに民主的な人民の要求に合致する方向に変えていくということ、は困難なように思ふのですが、どうです、この点。

○最高裁判所長官代理者(桑原正憲君) 岩間委員の御質問の趣旨は、私も十分理解しておるわけでございます。私先ほど申し上げましたのは、現在の程度で決して満足すべき状態にあるということをお申し上げるわけではございませんが、事件の増について必ずしも追いついていけないというふうなことも申し上げたわけでございます。現実問題として裁判所の職員増員というふうなことが非常に困難であるという状況を申し上げたわけでございます。すので、われわれといたしましても適正な定員を確保するように十分努力を続けていく意思を持っておりますし、また、そうならなければならぬというふうなことを考えてございまして、何分今後とも国会その他の方面における御援助をお願いいたすわけでございます。現状心ずし満足すべき状態にあるということをお申し上げるわけではございません。

なにか。これは概算要求なんかも非常に内輪なみみっちなものじゃないかと思ふのですが、ここにこういう事態が起こつています。一般職員の中で、東京、大阪などの大都市は年々わずかずつではあるけれどもふえている。ところが、それ以外の地方都市というものは、事件がふえているのに減つてくる。それで、結局はそのしわが裁判所の内労働者に寄せられてくる、こういう事態が起こつてくるのじゃないかと思ふのです。それから特に交通事件関係の調査官、書記官、事務官、これはたいへんなことじゃないか。こういう実情はどうなつておるか。それから裁判官の一日二、三百件の事務処理をするといふ事態というものは、現状ではこれは裁判官でなくて、全く事務処理に終わつておる。交通裁判所という名前をつけておられますけれども、名前にふさわしくないのじゃないか。さらに一般職員は殺人的な労働強化を強いられるというのが現状ではないかというふうな思ひますが、この間の実情はどうでございますか。私はお願いしたいのは、一般職員の各庁配置定員表、こういうのがあると思ひますが、こういうものについて一応説明していただきたいと思います。まあ時間の関係もありまして、ここにお持ちでないれば、こういうものも出していただければ、私たちにそういうものを検討する、そういう機会を与えてほしい、こう思ふのですが、以上のことについて。

とが中心になるわけでございます。従来最高裁判所で配置基準といたして参りましたのは、過去二年間の事件数を中心にいたしまして、これに対しては東京、大阪その他の大都會については事件の複雑性、困難性というふうなことを勘案いたしますし、また、地域の非常に大きな裁判所で必ずしも各庁に全部に定員の配置ができない、特に支部等についてできない、そのために転補にいかねなければならぬ、そういういたしたる往復の時間のロス、そういったものを勘案いたしまして、中心は過去二年間の事件というものを中心にいたしまして定員配置をいたしているわけでございます。そういう関係で、各庁々の定員が出て参るわけでございますが、事件の比率による関係においては、一応適正な配置ができておるのではなからうかというふうなことを考えてございします。ただ、この際に考えなければならぬことは、比較的小さな裁判所でも、できる限り裁判官その他の職員を配置しなければならぬ。たとえば、一人分の事件があるというふうな場合には、そこに一人の裁判官を置く、それに伴つて職員を置くというふうな関係がございしますので、そういうこと〇二というふうなロスというふうなものがたまりたまつてきますと、全国的には相当な数になるといふようなこともありますので、必ずしも事件について適当かどうかというところは、これは全体の定員の数が足りないということではございませんので、配置定員のみではまかない切れないわけでございます。要するに、事件の数、量に適應した全体的

な裁判所職員の定員が確保できるということが問題になるわけでございます。それから交通事件の関係でございますが、御承知のとおり、交通事件の関係におきましては、最近非常な増加の傾向が見られるわけでございます。特に本年の一月から十の都市におきましていわれる交通切符制というものがとられることになりました関係上、裁判所といたしましてはその関係の定員の増加を要求しているわけでございます。簡易裁判所につきましては、簡易裁判所の判事十人、裁判所書記官十五人、事務官二十人、以上四十五名でございます。

それからただいまのところは少年関係につきましては道路交通関係の切符制は行なわれておりませんが、これも四月ごろから全国の十の都市の地域において少年についても切符制をとるといふような関係もございします。この関係におきましても、判事五名、書記官十五名、調査官六十五名、事務官二十名、以上合計百五名という定員増加を要求いたしておるわけでございますが、こういう地域につきましましてはこれらの増員を適正に配置するということによってある程度の事件負担の増加に対処していただけるというふうなことを考えておるわけでございます。

ね、これはたいへんなことだと思ふのです。ともかく自動車の激増——激増というよりも、洪水的な現象ですね。こういうものから起こつておる事故のたどれば検証、これを処理していく。一人で二百件三百件、こういうことに

事務処理、そうやらなければと追いつかないという状況で、このものについてもっとメスを入れないと、現在の情勢に合わない。現実合わない。こういう事態が起こっておると思うので、こういう事態については、委員長、法務委員会としても現地調査をやって、むしろこれに適正な方法を講ずる。そのために当委員会も努力すべきじゃないかというふうに思うわけです。

最後に申し上げたいのは、裁判所の予算要求の問題ですが、どうも私たちが見ておりますと、まことにつまましい。遠慮がちです。そうしていつも大蔵省に削られる。今度なんかも二〇〇の予算。二〇〇削られるというのには聞いておられますけれども、二〇〇しか通らないで八〇〇削られた。こういうところは非常にこれは大きな問題がある。この原因についてお考えになっておられますか。司法、行政、立法の三権分立、この点での確固たる原則があるから、だから、予算要求もしたがって法務省を通じてやる、こういうことだけではだめなんじゃないか。ここに一番大きな原因がある。私は、法務大臣に先ほど出席を願いましたのは、実は法務大臣は側面からいたしておられます、こういうことで、なるほど要求する主体は最高裁ということになっておる。しかし、実際は法務省がそういう問題を取り扱う。それが十分に現実を反映していないところにずいぶんズレが出ておるんじゃないか、こういうふうに考えます。したがって、三権の分立という点から考えて、最後に、この最高裁の決意のほどと、それからこれに対する法務省の側の意

向を法務次官からお聞きして、私の質問を終わりたいと思います。

○政府委員(津田実君) たいまの御質問でございますが、法務省は制度の上におきまして最高裁の予算には全然タッチできないわけでございます。したがって、最高裁は直接大蔵省に概算要求をするということになっておられます。また、最高裁におきましては、予算についてはいわゆる第二次予算の提出権というふうなものがあるわけでございます。そういうものにおきましては、予算に關しませんが法務省は全然タッチいたしておりません。ただ、予算によつて認められました職員につきましての定員法の改正案、これは政府提出でございますので、政府提出をいたしました場合は、司法制度に關する法律案として法務省がいたす。そのほかの司法行政、ことに予算概算要求という点については、全く法務省としてはタッチしないわけでありまして、また、タッチしない建前になっておりますので、その意味におきましてはむしろ裁判所自体の予算要求の内情については全然知らないわけでございます。

○最高裁判所長官代理者(桑原正憲君) 裁判所関係の予算の要求につきましては、今津田部長から答弁されましたような建前になっておるわけでございますので、究極は最高裁判所の責任において予算要求をしなければならぬというところでございます。

最高裁の予算が比較的少ないということはいろいろ聞かれています。これは、われわれとしてはできる限りの努力をいたしておるわけでございますけれども、必ずしも満足いくような結果を得ていないということもまた認め

なければならぬと思っておりますが、今後ともこの点については十分な努力を続けて、裁判の迅速な処理、裁判事務の適正、迅速な処理という点に欠けるところのないような予算の要求を続けて参りたいと、こういうふうに考えておるわけでございます。

○岩間正男君 法務省はそういう予算の請求権、そういうのがない、そこにタッチしない建前になっておるというふうなことでありますけれども、そういう問題については、しかし司法行政の立場から検討は加えておるわけですか。どうなんです。これについては全然もうノー・タッチですか。

○政府委員(津田実君) 概算要求に対しては裁判所自体に自主権があるわけでございますので、その内容についてとやかく法務省が司法行政といったしまして関与するということにはできません。ただし、一般司法制度のあり方、ことに司法制度そのものについては、法律によつて定められる制度でございますので、その司法制度のあり方がいかにあるべきかということ、政府部内において取り扱う場合におきましては、法務省が担当でございます。したがって、裁判所の行政のあり方、裁判所自体の一般司法制度の運営のあり方というものについては常に重大関心を持っておりまして、また、常に調査をいたしておるわけでございますので、そういう意味におきましては、もちろんノー・タッチではございません。むしろ積極的に調査をいたしておるわけでありまして、具体的に概算要求をするということになりましては、当然裁判所に自主権がある、こういうふうな考え方でおるわけでありまして、

○後藤義隆君 ちよつと総務局長にお聞きしますが、裁判所書記官補及び家庭裁判所調査官補は、その数は現在どれくらいですか。何人くらいありますか。

○最高裁判所長官代理者(桑原正憲君) 定員でございますか。

○後藤義隆君 実員が。

○最高裁判所長官代理者(桑原正憲君) 三十七年十二月一日現在でございますが、書記官につきましては四千三百五十、それから書記官補は一千四百七十九、それから家庭裁判所調査官が九百九十三、調査官補が二百三十二、以上のような数字になっております。

○後藤義隆君 その書記官補並びに調査官補、その官補を書記官または調査官に昇格させるといふか、繰り入れるということは、ちよつと困難ですか。今後はずつと官補の制度を今から長く残しておくつもりですか、どうなんですか。

○最高裁判所長官代理者(桑原正憲君) 特に書記官補についてでございますが、これは、発足当時書記官というものが非常に地位の高いものに置かれた関係上、その当時の状況から見まして、直ちに書記官に昇進させることができないで書記官補のままに置いたという人がかなりあったわけでございます。したがって、その当時の定員法の関係でも、書記官の定数を書記官補で食つてもかまわないというふうな法律があったわけでございます。その後書記官補の研修その他の関係で書記官としての資格を持つ人がだんだん出てきたわけでございます。ところが、必ずしも書記官の数がそれらの人を全部収容するだけの定員が確保でき

ませんでしたので、いわゆる代行書記官、書記官補のままに書記官の仕事を行なうという制度がとられてきたわけでございますけれども、だんだんに書記官補というものの資質が向上し、現に行なつておる仕事で書記官の仕事と同一の仕事をやつておるというふうなことから、昨年度に行なわれまして、書記官補から書記官への定員の組みかえということが行なわれたわけでございます。これは調査官、調査官補の関係でも同様でございます。昨年度は、書記官補、調査官補を含めましてたしか千人の定員の組みかえが行なわれたわけでございます。今回の予算におきましても、両者を含めまして一千百名の組みかえが行なわれたわけでございます。実は、私どももいたしましては、そういう官補の制度はもうできただけ早い機会になくしたいというふうに考えておるわけでございます。昨年度、今年千名名の定員の組みかえが行なわれまして、なお若干の官補というものが残るわけでございます。われわれの希望をいたしましては、少なくとも来年度の予算においては全部組みかえを終わりたいというふうに考えておるわけでございます。

○委員長(鳥島徳次郎君) 他に御発言もなければ、この程度にとどめます。

○委員長(鳥島徳次郎君) 次に、検察及び裁判の運営等に關する調査を議題といたします。岩間君から発言を求められております。岩間君。

○岩間正男君 この前、私は、間近に控えた地方選挙、これを目前にしまして地方の中間選挙が行なわれておりますが、そういう中で、青森県尾上町の

す。これについて最も典型的です。都市宣言をして、最も反対の効果をあげたということになれば、こういうような腐敗の選挙、そういうものを育成する機関になり下がっているという実態について、あなたはどうか考えるか。どうですか、これは。

○政府委員(松村清之君) その間の事情は、ただいまのところ、先ほど申し上げましたように、十分承知していませんが、公明選挙町宣言を推進していった方々は、これは少なくとも私は公明選挙という意識を強く持つておいたと推測いたします。ただ、残念なことでもございますけれども、その公明選挙町宣言あるいは公明選挙運動というものも、今お話しのような一部の人のための腐敗選挙の場を利用されたということ、これは私正確には承知いたしませんけれども、そういうふうなことがあったと聞いておるのでございますが、その点につきましては、今後十分こういった運動を進める上において検討を加えなければならぬ問題である、こういうふうな考えをします。

○岩間正男君 これはちよつとした検討じゃだめなんで、根本的に再検討する、そういう覚悟はありますか。

○政府委員(松村清之君) もちろん、私も、公明選挙宣言を行なった地方団体において違反事件が起こるといふことは、違反事件も特にこういふ大規模な違反事件が起きますというとは、きわめて遺憾に考えておりますので、こういうことが将来ございませぬようにこの事件については詳細に事情を調べて、そして今後の運動の進め方の上について反省をしていきたい、こういうふうな考えております。

○岩間正男君 この町で混迷選挙とか巧妙選挙とかそういう言葉が至るところで言われておるのを知っていますか。

○政府委員(松村清之君) それは、私直接は聞いておりませんが、新聞等そのようなことがあるという事は見たことがございます。

○岩間正男君 この町の町民が、このような事態に対して一体どういう考えを持つておるか、感想を持つておるか、あるいは、当選した葛西何がしという町長に対してどういう言葉をはいてるか、これは御存じですか。

○政府委員(松村清之君) その点につきましては、新聞で若干知っておる程度でございますが、今のところ、正確には承知いたしておりません。

○岩間正男君 新聞で若干知られたにしても、こういうことを知っておるでしよう。「大量の違反者が出たのに、候補者などは手が回らない。四年後には、過去を遠くへ押しやって、きれいな公約を並べる。この繰り返しが続く限り、政治自体がよくならないと思ふ。私たちは無理やりに前科者の印を押されたようなものです。両候補に責任はないものだろうか。」、そういう言葉とか、「尾上町を天下の恥さらしにしたのは葛西、山口両候補の責任だ。四百余人の町民を巻き添えにして本人たちが安泰なのはどうかしたわけだ。」、こういうことを言っている。これはあなた御存じですか。

○政府委員(松村清之君) そういう言葉は存じておりません。私は、この三月九日の朝日新聞の朝刊に相当詳しく今度の事件が出ておりますので、それを主として見ておるわけでござい

ます。

○岩間正男君 あなたたちは地方にいろいろ出張所なり支部を持つておるわけでしょう。たとえば、向こうの新聞がどういふ世論を伝えているか、調査される必要があらますよ。現地に人を派遣されましたか、どうですか。

○政府委員(松村清之君) 現地に人は派遣いたしておりません。ただ、青森県の選挙管理委員会から若干公式な報告を受けておる程度でございますが、これを機会にもつと現地の実情を把握するように努めたいと考えております。

○岩間正男君 これは、今あなたの御答弁を聞いても、非常に現地の実情にうといわけですが、現地に調査官を派遣する必要はありませんか。公明選挙公明選挙とあなたたちは言っておるのだが、公明選挙の足もとで、その基盤の中で、まるで相反する事態が起こっている。これは重大な問題です。この問題をこのままにしておいて公明選挙だと言ったって、だれも本気にしない。選挙の公明な運営、公正な運営の面からどうしたってあなたたちが、今選挙は真近ですよ、その前にこういう事態を明らかにして臨まなかつたら、實際何というか、まるでくさいものにふたをしてその暗黒の上に乗って公明選挙を叫んでおる姿というのは、日本の皮肉な現象です。こういうことは許されませんか。こういう現象については即刻調べられるのがあたりまえだと思ふが、どうですか。それについては出している事象に対する態度を明確にすべきだと思ふますが、どうですか。

○政府委員(松村清之君) 市町村の選挙につきましては、都道府県の選挙管理委員会がこれを指導する建前になっております。したがって、まず私は青森県の選挙管理委員会でいろいろ調査してもらって、そしてその結果によってこちらから特に職員を派遣する必要があると考えますならば、そういう措置をとりたい、こういうふうな考えをしております。

○岩間正男君 そういう言い方を繰り返すようでは、これは全く通り一ぺんなあいさつですよ。この問題は典型的に起こっているわけですから、さつきから話しておりますように、とにかくいろいろ全国で起こっています。たとえば、ここに今二、三日前の朝日を見ますと、山形県で同じように二百余人の選挙違反があつてあげられた。毎日のように地方選挙を前にしてこれは報ぜられておるわけです。こういう実態に目をつぶってどんなに選挙の公正を説いたとしても、から念仏だと思ふのですよ。こういう問題にほんとうにあなたたち対決するという考えがあるのか。青森県の選挙というものは当面の責任者かもしれない。しかし、法令を作り、それを執行している政府の責任者というのは、当然これはあなたたちなんですからね。そういう面から、そんなあなた官僚的な答弁でどういふ事態というものは明確に処理できる問題ではあります。それで、こういうものをなくすという方向を一体とっているのかい。今のよううな答弁で、そしてこのままする二十三日には知事選の告示に入るわけですよ。それからずっと統一地方選挙が広範に行なわれ、全国の大半がそれに入っていく。そういう中で、こんな腐敗の要素というものの上に乗って公明選挙を何度説いたって話にならぬというのが私の結論ですよ。そうしたら、即刻これに対して自治省としてはとにかく政府を代表してこれに対決するというのがあたりまえだと思ふ。こういうことをやらなければ、われわれは信用できないのです。公明選挙というのはまさに事前運動それから供応買収、腐敗のそういう手段として考えられているという現状を私は指摘しているのです。それに対してあなたは何ら答える言葉がないということになると思ふのですが、どうですか。

○政府委員(松村清之君) 全国各地で選挙が行なわれるつどいろいろ違反事件が起きていることは、きわめて当事者とし遺憾に思っているのでもございますが、ただ、市町村の選挙となりまして、当面の市町村の選挙管理委員会がむろん責任者でございますが、これを指導するのが都道府県の選挙管理委員会でございまして、ひとまず青森県の選挙管理委員会あるいはほかの選挙管理委員会を通していろいろ実情を調べた上、特に中央から人を派遣して調査する必要があると考えますならば、そのようにいたしたい、こういうふうな考えをしております。

○岩間正男君 きょうは何日だと思ひますか。三月十四日です。選挙が行なわれたのは一月の二十三日ですよ。何日あります、その間に、今のような御答弁をして、そしてもう告示にあと十日足らず、こういう事態。そして、日本のいわば地方自治体の大勢を決するような地方選挙が行なわれようとしている。そういうふうな御答弁で間に合うと思ひますか。そういう御答

敗の要素というものの上に乗って公明選挙を何度説いたって話にならぬというのが私の結論ですよ。そうしたら、即刻これに対して自治省としてはとにかく政府を代表してこれに対決するというのがあたりまえだと思ふ。こういうことをやらなければ、われわれは信用できないのです。公明選挙というのはまさに事前運動それから供応買収、腐敗のそういう手段として考えられているという現状を私は指摘しているのです。それに対してあなたは何ら答える言葉がないということになると思ふのですが、どうですか。

弁をやっておれば、あなたたちはやはりりくさいものにふたをしてあくまでもこの選挙の遂行をするのだと言われても仕方がないと思います。これは局長では答えられないかもしれない。しかし、ここには自治大臣は来ておられないわけですね。自治大臣の出席を求め、とりあえず、どうですか、あなたから自治大臣に報告をして、そういう強い要求がある、それに対して適切な措置をする。少なくとも自治省がこれについての態度を明らかにして選挙に臨むというのでなければ、私は信用できません。どうですか、あなたはそうされますか。さもなければ、これは自治大臣にやはり出てもらわなければいけません。

○政府委員(松村清之君) ただいまのお話につきましては、大臣のほうにも申し上げ、その打ち合わせの結果職員を現地に派遣する必要があると思います。ならば、そのようにさっそくいたしたいと思っております。

○岩間正男君 これは一つの最も著しい最も極端な例ですから、この事態に対処するということは、全体に対して私は影響を持つと思うのです。そういう点から、あなたたちの指導性があるのかないのか、この問題に対して取組んでいるのかどうか、サボる気なのか、くさいものにふたをする気なのか、あるいはあくまで公明選挙を遂行するためにそういうガンを取り除こうとして考えているのか、この三つがあなたたちに問われているのです。いいですか。これはほんとうにそういう問題についてはっきり今メスを入れなければ、日本の民主主義とか議会主

義とかこんなことを言ったって、たいへんな危機の上にさらされている。こういう温床の上に立つたところの政治勢力というものは一体何なのか。これで祖国の正義だとか愛国心などと言ったって問題にならぬ。そういう立場から私はあなたに質問しているわけですから。だから、政府委員としてその点を明確にしてお答えいただきたい。お答えできないければ、今の問題を早急に自治大臣を通じて、その結果を聞きたいですね。そこを聞きたいと思うのです。どうですか。

○政府委員(松村清之君) ただいま申しましたように、大臣にさっそく申し上げ、必要と考えますならば、直ちに職員を現地に派遣して調査をいたしまして、そうして、もちろんその調査を待つまでもなく、都道府県の選挙からいろいろな報告につきましても、こういうことは望ましいことではないことはむろんでございますので、こういうことがないように関係の地方へは十分連絡して申し上げますが、この選挙につきましては、ひとつ実情を十分徹底的に調査して、一つの最も悪いケースとして今後の反省の材料にやっつけていきたいと考えます。

○岩間正男君 私は、一尾上町の選挙だというふうに考えていないのです。日本の選挙の封建的残存性が非常にある農村部落、そういうところには、これはほんとうに大なり小なりこういうことが伏在している。そういうものには私たちが全国を歩いて、そういうものにはその上に立った政治勢力というものはたいへんなことだというふうに考えている。だから、そのことを要求しているのです。今答弁がありました

が、即刻それに対してあなたの措置を要求したい。

次に伺いたいのですが、このようにして選ばれた町長というのは、どうですか、今後地方自治体の長の任にたえられないと思いますか。先ほどのようなことでだれも信用していない。格好はそうして法律の上ではでき上がった。しかし、政治道義からいってたいへんな迷惑をこうむっている。われわれの町長が買収をやったために、われわれはひどい目にあった、何日も仕事をやめて、そして警察なり検察庁に行かなければならないという事態が起ころうと考えているわけですね。そういう問題について、この前も私は法務大臣に意見をたいたしたのですけれども、あなたはどう思いますか。こういうことで執行できますか。今後地方住民の信用を得て、そして地方自治体の長として任務を遂行できると思えますか、どうですか。

○政府委員(松村清之君) もちろん、こういうような事情のもとに出て参りました町長のもとにおきましては、当然、少なくとも自分の間は円滑なる町政の運営というものは困難でないかと、こういうふうに考えます。

○岩間正男君 自分の間といたって、四年後にも同じことをやるのだからというふうな意見まで述べている。全く信用をなくしているのです。ここ自分の間というものは、あなたの意見として望ましくないということが表明された。

法違反であるということも明らかです。礼状を出せば。その中で——これは読んでみましようか。非常に参考になるでしょう。参考になるどころじゃない、驚くべきものだ。「謹啓 厳寒猛吹雪の候益々御多様の段お慶び申し上げます。さて此度の町長選挙に際しましては、お蔭をもちまして再選の榮に浴し引続き町政を担当出来得ます事は真に男の花道を涉つた感激で一杯でございます。今静かに投票の結果を反省し虚しく坦懐更に新しく生れ出た気持で尾上町発展の為に全力を尽す所存でございます。就きましては今後共一層の御指導御鞭撻は勿論の事絶大なる御支援賜りまします敬具」。こういうものが出されている。どうですか。この「男の花道」とは何だ。「真に男の花道を涉つた感激で一杯でございます」、これはやくざの言い分だ。「男の花道」とは、どうですか。ここにも警察庁の人が見えておりますけれども、こういう礼状を麗々しく出されている。この事件で四百何人もあげられて、町民が全く困っている。そこで「男の花道」だ。たいへんな「男の花道」です。これはどうですか。こういう事態について警察庁は聞いておりませんか。どうですか。

○説明員(横野勇君) 今度の選挙のことで現地に問い合わせましたところ、そういう件もあるという報告を徴しております。

○岩間正男君 これはどういふふうにお考えになりますか。

○説明員(横野勇君) その内容が、われわれとして聞かれましたならば、選挙期日後の当落に関する挨拶として

選挙人に対して出したものが、はたして自筆による信書か、あるいは信書に該当しないものかどうか、こういう問題になるかと思えます。

○岩間正男君 法務省の刑事課長が見ているようですが、これはどういふ見解ですか。

○説明員(羽山忠弘君) ただいま警察庁からお答えがございましたように、違反文書になるかどうかにつきましては、しばらく検討させていただきますと思えます。なお、検察庁におきましても、そのような文書が配られたということにつきまして内偵をいたしておる次第でございます。

○岩間正男君 形式の問題は文書違反ということなんです。これは選挙局長にお聞きしたいんですが、どうですか。政治道義の問題を私は問題にしている。これは形式上の違反になるでしょう、お礼を出しているんですから。ね。「男の花道」だ、これについてどうですか。

○政府委員(松村清之君) その文書が選挙法違反になるかどうかということ、これは取り締まり当局のお答えのとおり、個別に検討いたすべき問題だと思えますが、今聞いておられます、その文書の内容としては町長として適当でないような言葉がある、こういうふうに考えます。

○岩間正男君 これは天下の珍品だ。「男の花道」とは初めて聞いた。やくざの仁義だ。これは篠田さんに来てもらったほうがよかった。「男の花道」とは、聞いてもわからない。

○委員長(鳥嶋徳次郎君) なるべく簡潔に願います。

○岩間正男君 時間もありませんが、

こういう中でその後しかも続いているわけですね、事前運動が。この前青森県の県警本部長に会いましたが、黒石市における事前運動のはなはだしい目に余る事象があるので、告発をしたはずで、これは警察庁は御存じですか。

○説明員(横野勇君) 現在、私もまだ報告を受けておりません。

○岩間正男君 これは急速にやっぱり。こういう事件の隣の市です。尾上町の選挙のあったあとになおかつ何らの反省なしに行なわれているんですね。これはひどいですよ。たとえば、市内の映画館の招待券数千枚に自己の写真印刷して多数無償配布して利益供与をなした事実。そして黒石警察署の警告を受けたことはまことなるも、単なる警告にやむべきでない、重大な選挙違反である。こういう問題であるとか、お宮だとか何とかにたくさん寄付をしている問題、それから陸奥新聞に五段抜きの大広告をして、これも七千部を買入れて全市民に無償配布をした事件とか、ここに告発があるわけです。こういう問題が同じ隣の警察の管区の中で、尾上の問題が起こって、実際にあの地方でセンセーションを起しているやさきに再びこういう事態が行なわれているという事態について、これはどうなんですか。警察の取り締まりはどうなんですか。全く無視されているのじゃないか。大体、「男の花道」というのは、この前も本部長に会ったとき私は言ったんだけど、あんなたちならめられているんじゃないか。あれだけの四百何名を検束、逮捕してそれだけ大きな問題になって取り締まる

という態勢を示しているそういうやさき。このときに、男の花道でそういう道を歩かしてもらったというこういうものが平気で出されている、そのこと自体がもう警察の権威というのには地に落ちている。そういうふうに見えたりと取り締まりについては非常に遺憾な点があると言わざるを得ない。本部長に会ったときも、どうもこの態度は、これは地方の習慣もございまして、それから私たちも一生懸命やっているつもりでございまして、なかなかうまいかないなどというところで、ほんとうにこういうような不正な買収、供託、こういうものを断固として取り締まるという気概が見えなかった。これはどうですか。これは警察庁の態度としては私は重大なやっぱり問題だと思。こういうなれ合いが実際はこういうことを許している。だから、告発して、この問題についてほんとうに干渉しているのか。そうでなければ、こういうことを絶滅することなしに選挙に臨んだって、何の公明選挙ですよ。これは住民を愚弄したことと言われども仕方がない。どういうふうに考えます。

○説明員(横野勇君) 選挙に限らず、すべての事案につきまして、とりわけ選挙につきましては、厳正公平な取り締まりをすべく各県とも努力しておりますが、特に行なわれなかった犯罪につきましては、公平にこれを資料を得るべく各県とも努力しておるわけでございしますが、人員その他の関係で必ずしもすべてわれわれにその資料が過去の経験に照らして出ているとは限らない点がございます。しかし、できるだけ行なわれた犯罪につきましては、その資料を公平に、くまなく得るべく努力をいたしております。

○岩間正男君 具体的には——もう私はこれで終わりますけれども、自治大臣のこれに対する答弁を求められても、短い時間ですが、この次もしも何でしたら、告示前の十九日の委員会です、短い時間内ですが、かようなことを聞きたい。警察庁は、一体この問題、告発事件があるわけですが、この告発事件は、一般の告発というよりも、この尾上の問題と実際非常に関連している。その直後にこういう同じ地域で何らの警察のこれに対する取り締まりが効果的でないというはなはだしいものとして出てきているたいへんな問題なんです。この問題についてはやはりどういふふうな態度をとるのか、警察庁長官に出席してもらって、自治大臣とこの点やっぱり明らかにしたいと思っておりますが、委員長、このことを要望して、お願いしておきます。

○委員長(島島徳次郎君) たいまの岩間君の御発言は、理事会に諮りまして決定いたします。他に御発言もなければ、本日はこれにてとどめます。本日はこれにて散会いたします。午後零時三十七分散会

三月八日日本委員会に左の案件を付託された。(予備審査のための付託は二月五日)

一、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

三月八日日本委員会に左の案件を付託された。

一、戦争犯罪関係者の補償に関する請願(第一三五八号)

第一三五八号 昭和三十八年二月二十三日受理
戦争犯罪関係者の補償に関する請願
請願者 福岡県行橋市大字今井 二、一六三 横川専三 外十三名
紹介議員 剣木 亨弘君

この請願の趣旨は、第六二号と同じである。

三月十三日日本委員会に左の案件を付託された。

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律(昭和二十二年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

別表第四表名称の欄中「日下部簡易裁判所」を「山梨簡易裁判所」に、「石動簡易裁判所」を「小矢部簡易裁判所」に改め、同表所在地の欄中「富山県西礪波郡石動町」を「小矢部市」に、「小倉市」を「北九州市小倉市」に、「八幡市」を「北九州市八幡区」に、「門司市」を「北九州市門司区」に改める。

別表第五表武蔵野簡易裁判所の管轄区域の欄中「小金井市」を「小金井市 小平市」に改め、「小平町」を削り、同表小田原簡易裁判所の管轄

区域の欄中「中郡の内 西奈野町」及び同表川口簡易裁判所の管轄区域の欄中「美園村」を削り、同表栃木簡易裁判所の管轄区域の欄中「岩舟村」を、岩舟町に、同表小山簡易裁判所の管轄区域の欄中「野木村」を「野木町」に改め、同表足利簡易裁判所の管轄区域の欄中「足利郡」を削り、同表日下部簡易裁判所の名称の欄中「日下部」を「山梨」に改め、同表堺簡易裁判所の管轄区域の欄中「登美丘町」を削り、同表名古屋簡易裁判所の管轄区域の欄中「千種区」を「千

種区 守山区」に改め、同表春日井簡易裁判所の管轄区域の欄中「守山市」を削り、同表石動簡易裁判所の項を次のように改める。

小矢部	富山県の内 小矢部市 西礪波郡の内 福岡町
-----	--------------------------------

同表直方簡易裁判所の項、小倉簡易裁判所の項、折尾簡易裁判所の項及び門司簡易裁判所の項を次のように改める。

直方	福岡県の内 直方市 北九州市の内 八幡区大字木屋瀬、野面、笹田及び金剛鞍手郡
小倉	福岡県の内 北九州市の内 小倉区 八幡区(大字木屋瀬、野面、笹田、金剛、折尾、本城、陣原、則松、永犬丸、香月、楠橋、馬場山及び畑を除く) 戸畑区 若松区
折尾	福岡県の内 北九州市の内 八幡区大字折尾、本城、陣原、則松、永犬丸、香月、楠橋、馬場山及び畑 中間市 遠賀郡
門司	福岡県の内 北九州市の内 門司区

同表白石簡易裁判所の管轄区域の欄中「有明村」を「有明町」に、同表長崎簡易裁判所の管轄区域の欄中「伊王島村」を「伊王島町」に、同表島

原簡易裁判所の管轄区域の欄中「深江村」を「深江町」に、同表佐世保簡易裁判所の管轄区域の欄中「宇久町」を「宇久町 江迎町 鹿町町

佐々町 小佐々町 吉井町 世知原町」に改め、同表平戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「江迎町 鹿町町 佐々町 小佐々町 吉井町 世知原町」を削り、同表天草簡易裁判所の管轄区域の欄中「栖本村」を「栖本町」に、「姫戸村」を「姫戸町」に、同表徳之島簡易裁判所の管轄区域の欄中「与論村」を「与論町」に改め、同表青森簡易裁判所の管轄区域の欄中「野内村」を削り、同表岩見沢簡易裁判所の管轄区域の欄中「幌向村」を「南幌町」に、同表俱知安簡易裁判所の管轄区域の欄中「京極村」を「京極町」に改め、同表根室簡易裁判所の管轄区域の欄中「野付郡」を削り、同表標津簡易裁判所の管轄区域の欄中「標津郡」を「標津郡 野付郡」に、同表善通寺簡易裁判所の管轄区域の欄中「琴南村」を「琴南町」に改める。

附則

- 1 この法律は、昭和三十八年六月一日から施行する。
- 2 この法律の施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。

昭和三十八年三月二十六日印刷

昭和三十八年三月二十七日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局